

平成29年4月27日

公共工事入札に係る予定価格の事後公表の試行について

高浜市役所 総務部 財務グループ

高浜市では、平成18年度より建設工事等の入札において、予定価格を事前公表することで、入札の透明性や公平性の確保に努めてきましたが、予定価格を事前公表することにより、その価格が目安となって適正な競争が行われなくなることや、建設業者の見積努力を損なわせることになる等の意見もあることから、より適正な競争を確保するために予定価格の事後公表を平成28年度に引き続き、一部試行的に実施することとしました。

1 対象案件

- ① 条件付き一般競争入札のうち、入札参加者等審査委員会で選定されたもの

2 入札の執行について

これまでと同様に「高浜市電子入札実施要綱」により、電子入札にて応札してください。

3 事後公表の入札執行に係る事項

- ① 1回目の入札で予定価格以下の者がいない場合には再入札を行います。再入札の回数は2回を限度とします。
- ② 再度入札を行う場合は、再入札通知書を電子入札システムで通知しますので、通知を確認して、受付日時に再入札をしてください。前回の開札の結果、予定価格を超えた入札の中で最低価格であったものの額を入札者に通知します。
- ③ 再入札の際は内訳書の添付は不要です。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する者は、再度入札（第4号においては、2回目の再度入札に限る）に参加することはできません。
 - (1) 前回の入札において、無効となった入札をした者
 - (2) 前回の入札において、最低制限価格を下回った入札をした者
 - (3) 前回の入札を辞退した者（前回の入札をしなかった者を含む）
 - (4) 1回目の再度入札において、前項の規定により通知された額以上の入札をした者

⑤ 低入札調査価格、最低制限価格の算定基準については、変更ありません。

4 設計図書の内容の質疑について

設計図書等に質疑がある場合は、従来どおり入札公告文で指定する期間内に、財務グループまで文書にて質問書を提出してください。FAXまたは電子メールによる提出を可としますが、送信後に財務グループまで電話連絡をし、通知が届いたか確認してください。